

自動車リサイクル法について

① リサイクル料金って何？誰が支払うの？

リサイクル料金とは、自動車を解体・破碎した後に残るゴミであるシュレッダーダスト、エアバッグ類のリサイクルとカーエアコンのフロン類を破壊するために必要な料金です。リサイクル料金は、自動車所有者の方に原則新車購入時または継続検査時にお支払いいただきます。国が指定する資金管理人〔(財)自動車リサイクル促進センター〕に預託していただき、自動車が使用済みになる時まで確実に管理することになります。なお、3品目のリサイクル料金に加え、リサイクル料金の管理に必要な費用(資金管理料金)と使用済自動車の引取り・引渡しの情報管理に必要な費用(情報管理料金)についてもお支払いいただきます。

※上記については、今後とも自動車所有者に十分に周知してまいります。

リサイクル料金の内訳は

シュレッダーダスト料金	エアバッグ類料金	フロン類料金	情報管理料金	資金管理料金
-------------	----------	--------	--------	--------

② リサイクル料金っていくらなの？

リサイクル料金はシュレッダーダストの発生見込量、エアバッグ類の個数・取り外しやすさ、フロン類の充てん量などを踏まえ、自動車1台ごとに自動車メーカー・輸入業者が設定します。その水準はまだ未定ですが、可能な限り早期に発表できるように自動車メーカー・輸入業者も取り組んでいます。

リサイクル料金を設定する場合の要素

シュレッダーダストの発生見込量	エアバッグ類の個数・取り外しやすさ	フロン類の充てん量
-----------------	-------------------	-----------

③ どうして新車購入時または継続検査時に支払うの？

リサイクル料金を廃棄時点で支払っていただくとした場合、その負担感から自動車が不法投棄されることが懸念されることなどから、原則新車購入時または継続検査時にお支払いいただくこととなります。



自動車の不法投棄の防止

自動車リサイクル法がスタートする
1月1日以降に
新たに販売される自動車

新車を購入する時に預託(新車購入時預託)
※登録・検査時の預託確認は来年2月1日から始まります。

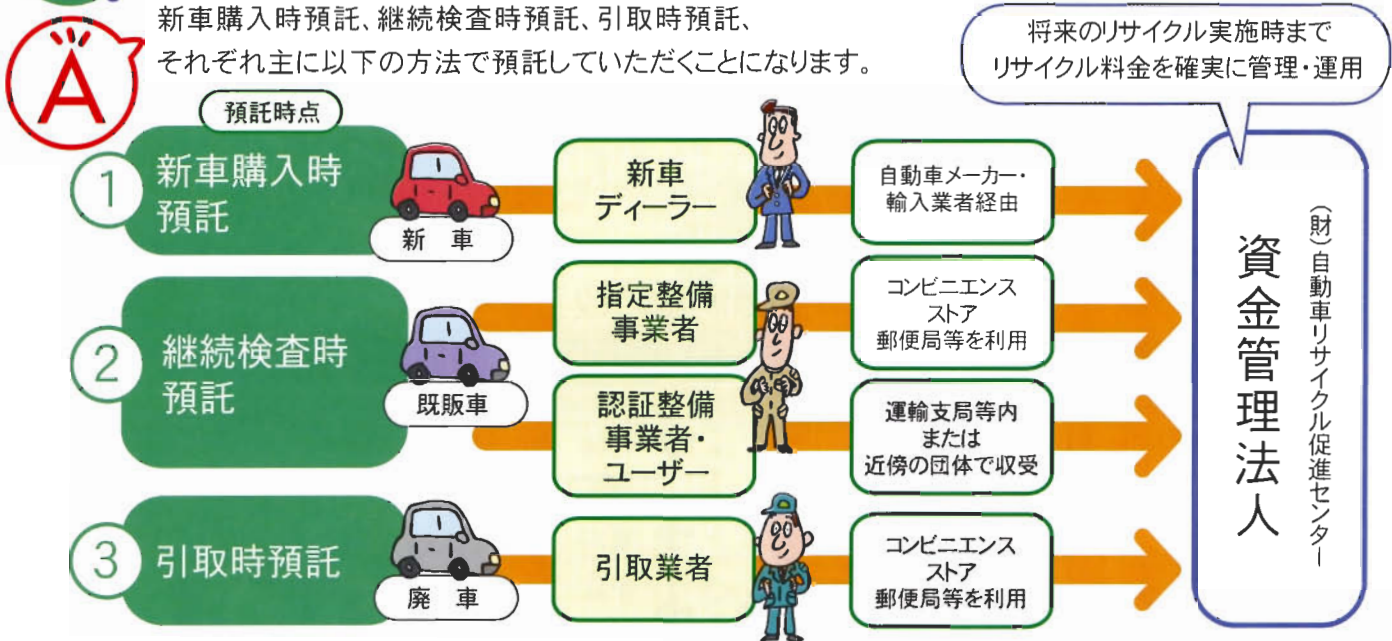
自動車リサイクル法がスタートする
1月1日に
既に保有されている自動車

継続検査、中古新規登録検査、構造等変更検査を受ける場合
来年1月1日以降最初の車検、中古新規登録を受ける時に預託
(継続検査時預託:3年間の時限措置)
※登録・検査時の預託確認は来年2月1日から始まります。

継続検査、中古新規登録検査、構造等変更検査を受けずに
使用済みにする場合(構内車、後付装備分も含む)
使用済自動車として、引取業者に引き渡す時に預託
(引取時預託)

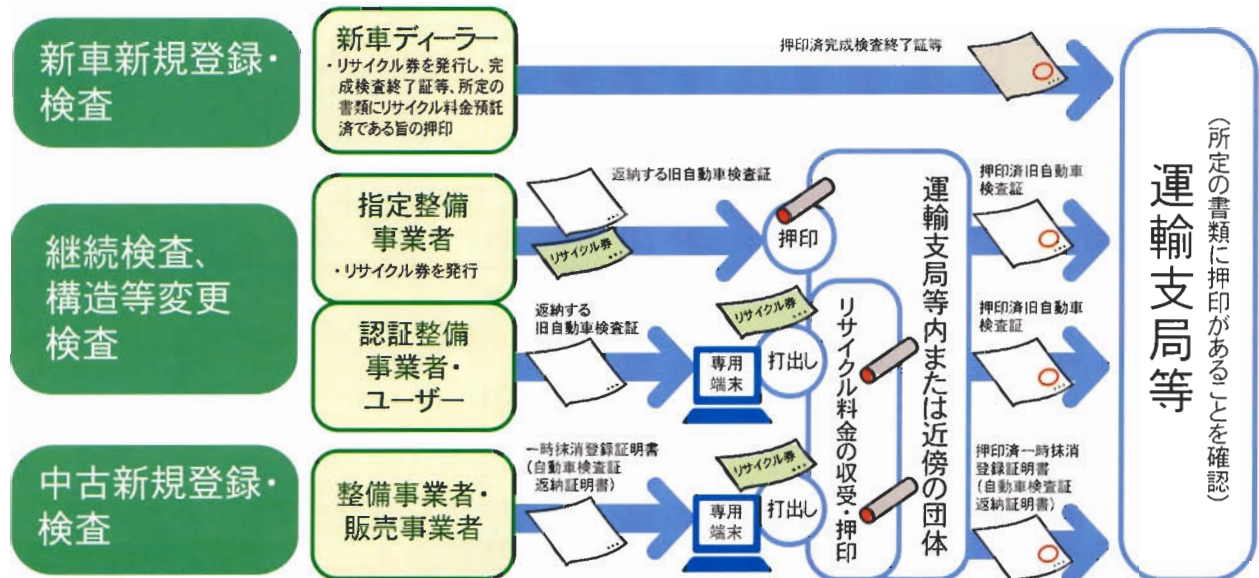
リサイクル料金に関する重要事項

Q 4 どんな方法で預託するの？



Q 5 登録・検査時には何か手続きが必要なの？

2月1日以降は、新車新規登録・検査、継続検査、構造等変更検査、中古新規登録・検査を受ける際に、運輸支局等においてリサイクル料金が預託されているか否かが確認され、預託されていない場合、登録・検査が受けられなくなります(継続検査、構造等変更検査、中古新規登録・検査については、~~来年~~2月1日以降3年間の時限措置)。具体的には、リサイクル料金が預託されていることを証明するリサイクル券を活用し、主に以下の方法でリサイクル料金預託の有無が確認されます(リサイクル券は紛失されないよう、自動車検査証などと共に適切に保管していただくようユーザーにお願いしてください)。



※引取業者が使用済自動車を引き取る際に実施するリサイクル料金の預託の有無の確認は、~~来年~~1月1日から始まります。
 ※3年間の時限措置期間中に2回以上の継続検査、構造等変更検査、中古新規登録・検査を受ける場合、2回目以降もリサイクル料金の預託の有無が確認されます。その際は、1回目に利用したリサイクル券を運輸支局等内または近傍の団体に再度提示してください(改めてリサイクル料金を支払う必要はありません)。

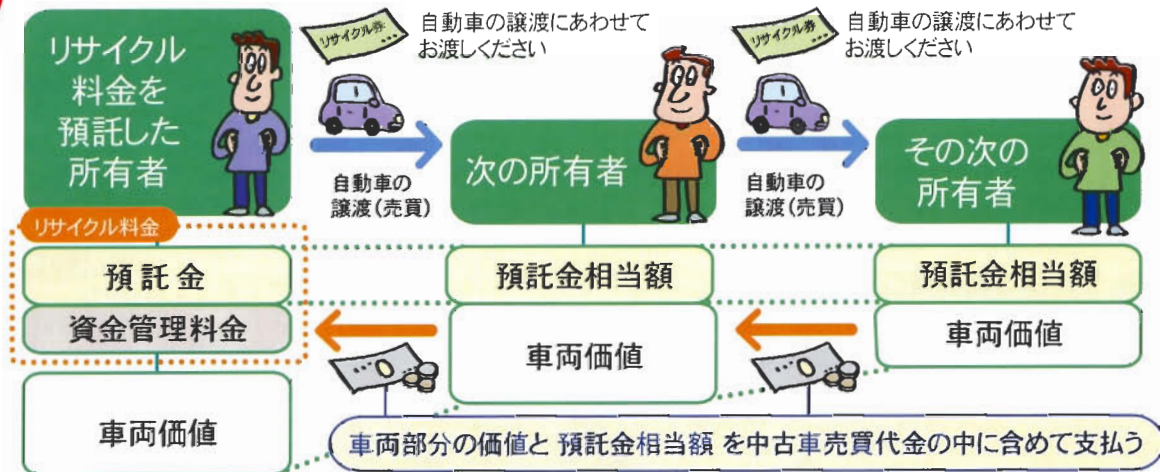
6 預託済みのリサイクル料金の会計上の取扱いはどうなるの?

新車購入時預託、継続検査時預託で預託した場合は、シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金、フロン類料金、情報管理料金の4つの料金は、「自動車所有者の資産」として位置付けられます。事業者として会計処理を行う場合は、**預託金として資産勘定に計上**してください(費用として処理することはできません)。**資金管理料金は、預託金として資産勘定に計上するのではなく、支払った時点で費用処理**してください。

リサイクル料金項目	科目
●シュレッダーダスト料金	預託金
●エアバッグ類料金	
●フロン類料金	
●情報管理料金	
●資金管理料金	費用

7 リサイクル料金預託済みの中古車を売買した時は、リサイクル料金はどうなるの?

新所有者は車両部分の価値とリサイクル券に記載されている**預託金相当額**を、中古車売買代金の中に含めて、**旧所有者に支払う**必要があります。



会計：税制上の取扱い

購入時と売却時では、同額の預託金相当額を支払い、受け取っているため課税所得が生じません。預託金相当額の授受については、消費税法上の非課税取引になります。このため、車両価値金額と預託金相当額について事業者として会計処理を行う場合は、別々に会計処理をしてください。新所有者は預託金相当額を資産計上し、旧所有者は資産勘定に計上されていた預託金相当額を現金に振り替えることになります。

8 リサイクル料金預託済みの中古車を輸出した場合、預託したリサイクル料金はどうなるの?

輸出した自動車の所有者(主として輸出業者を想定)は、リサイクル券に記載されている**預託金の取り戻しを資金管理人に請求**することができます。資金管理人へ取り戻しを請求する際は、以下の**添付書類が必要**になります。

- 1 輸出した自動車の車台番号が記載された**輸出許可書**の写し
- 2 輸出した自動車の車台番号が記載された**船荷証券**の写し
- 3 改正道路運送車両法で制度化された**輸出抹消仮登録証明書**(輸出予定届出証明書)の写し



※なお、取り戻しの際は手数料が必要になります。また、携行品扱いでの輸出の場合など、上記の添付書類がそろわない時は、リサイクル料金の取り戻しはできません。